

自立支援教育訓練給付金事業のお知らせ

●自立支援教育訓練給付金事業とは

母子家庭のお母さんや父子家庭のお父さんが、就職の際に有利で生活の安定につながる資格を取得するため、教育訓練を受ける場合、支給要件を満たせば、自立支援教育訓練給付金（以下「訓練給付金」という）を給付します。

●支給要件

大分県内の町村部に在住し20歳未満の子どもを養育している母子家庭の母又は父子家庭の父で、次の要件のすべてに該当する方。

- 1 児童扶養手当の支給を受けているか、又は同等の所得水準にあること。
- 2 雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと。
- 3 教育訓練を受けることが適職に就くために必要であること。
- 4 県の資格取得支援事業及び類似制度の給付を受けたことがないこと。

●対象となる講座

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座

主な分野：情報関係（パソコン検定、CAD利用技術者）

事務関係（英検、行政書士、日商簿記）

専門的サービス関係（司法書士、社会保険労務士）

営業・販売・サービス関係（調理師、宅地建物取引主任者）

社会福祉・保健衛生関係（看護師、准看護師、保育士、社会福祉士）

自動車免許・技能講習関係

技術関係（建築士、測量士（補）、電気工事士）

製造関係（自動車整備士、技能検定試験）

その他（気象予報士、手話技能検定）

※詳細は、下記HPから検索できる

厚生労働省HP http://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/T_M_kensaku

●給付額

支給対象者が対象教育訓練受講のために支払った費用の60%に相当する額

（ただし、60%に相当する額が20万円を超える場合は20万円、12千円を超えない場合は支給しない）

●教育訓練費

- ・対象となるのは、教育訓練施設の長が証明する教育訓練施設に対して支払った入学金、受講料、消費税
- ・次の経費は対象としない
検定試験受講料、必要でない補助教材費、補講費、行事参加費、交通費、器材費
- ・支給申請時点で未納となっている場合は対象としない

●講座指定を受けるには

- ・受講開始前に県保健所地域福祉室にご相談ください。支給要件や手続きについて説明をいたします。

- ・下記のとおり、受講開始の1か月前までに申請を行ってください。後日、支給の可否を通知します。
- ・申請手続は次の通り。
自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書（第1号様式）を提出する。
添付書類：対象者及び児童の戸籍謄本又は抄本、住民票の写し、
児童扶養手当証書の写し、課税証明書など

●給付を受けるには

- ・下記のとおり、受講修了日の翌日から起算して1か月以内に申請を行ってください。
- ・申請手続は次の通り。
自立支援教育訓練給付金支給申請書（第4号様式）を提出する。
添付書類：対象者及び児童の戸籍謄本又は抄本、住民票の写し、
児童扶養手当証書の写し、課税証明書、受講対象講座指定通知書、
教育訓練修了証明書、領収書（返却します）など

●給付金の支給

請求に基づき、支給する。（口座振込）

●注意事項

- ・受講開始日は、通学生の場合は対象教育訓練の所定開講日、通信制の場合は受講申込み後はじめて教育訓練施設が教材の発送等を行った日とする。
- ・受講修了日は、教育訓練施設の長が受講者の教育訓練修了を証明する日とする。

●参考

厚生労働省HP <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/bosikatei/1.html>

●問い合わせ先

姫島村、日出町にお住まいの方

東部保健所地域福祉室 〒879-1506 速見郡日出町字仁王山3531-24
電話0977-72-2327

九重町、玖珠町にお住まいの方

西部保健所地域福祉室 〒879-4413 玖珠郡玖珠町大字塚脇137-1
電話0973-72-9522